

要旨と区長答弁は後ほどです。

1. シニアポイント制度の限界性と全世代におけるボランティアの育成に係る区の政策

全国の市区町村が実施し貯まったポイントで換金もできる制度は、横浜市では15000人のボランティア（目黒区17.4月現在、143人）を擁するまでに「成長」している。しかし2007年から国の通知によって始まったが介護予防の枠組みの中での事業であり超々高齢社会での地域を支えるボランティア育成制度には程遠い。ボランティア受け入れ施設も高齢施設以外も対象にできるのであり、世代を超えたボランティア育成の観点でとらえなおすべきだ。

若いときに老人介護した時間を「貯蓄」し自らの老後にその時間を使って介護サービスを受けられる「時間銀行」のシステムをスイスのザンクトガレン市がパイロット事業として始めたそうだ。健康で他人に対し慈愛の気持ちを持っているという条件を満たせばこの銀行で口座を作ることができる。その後、老人の介護に従事したまま時間を将来自ら必要になったとき自分が使えばいいと言うわけだ。

銀行だけに「利息」もあり貯蓄した介護時間に合わせて利用者が病気になった場合は病院で、健康であれば自宅で医師や専門技師などの派遣治療儲けられるという。特別な財源を必要としない「循環型介護制度」は各国の関心を集めている。

それに比べより切迫した高齢社会を迎えているはずの我が国の厚労省行政は抜本的な改革案を出していない。地域支援事業交付金も活用し合わせて若年層・壮年層もボランティア育成する制度を保健医療福祉計画等改定の中で制度構築することについてきく。

2. 暮らしの中の化学物質による人への影響

単位面積あたり農薬使用量は日本と韓国が世界第一位2位を争っている。ネオニコチノイドが人の健康、特に子どもの脳の発達に影響がある可能性を明らかにしたのは2012年（東京都医学総合研究所）そして2016年国立環境研究所で行われた動物実験でその結論は揺るぎないものになった。

また今最も売れている除菌消臭剤はCMで「『トウモロコシ由来消臭成分』配合と謳っていますが、実際に除菌作用をしているのは、天然成分ではなく、化学物質です。また除菌・消臭スプレーは、家庭用品品質表示法の対象外なので、洗濯用洗剤や台所洗剤のように詳細に成分を表示する必要はありません。だから「除菌成分（有機系）」などという曖昧な表示で、第四級アンモニウム塩などの危険な成分が入っていることが多いのです。」とは「買ってはいけない」の著作で有名な渡辺雄二さんの言葉だ。

成分表示がされていないということと同様に、お風呂用、台所用、床用と成分はほとんど変わらないのに、次から次へと商品が発売され、大量のCMで、これは必要だ、便利だと消費者は買わされている側面も多いのではないか。

我々のくらは「有害化学物質」に囲まれている。学校の植込みは「禁止」だが隣の民家は有機リン系消毒を実施、教室内はシックスクール4物質を未検出だが家庭では殺虫剤芳香剤があふれている。子どもの脳の発達と農薬との関係も危惧される。

子どものアレルギーの数字は教育委員会が持っているが生かされていない。様々な区民

からの情報、訴えは環境保全課だけではなく、健康推進課、教育委員会、消費生活センターなど情報共有すべきところはして、積極的に動くべきではないか。「有害化学物質」を避けるための区民・事業者へ向けた啓もう啓発・助言活動を行うことについてきく。

3. 移動支援(ガイドヘルプ)の拡充

障害者が入所施設を出て、住み慣れた地域で暮らす「地域以降」を推進する障害者自立支援法、現在の障害者総合支援法が2006年に施行されてから約10年が経過したが、その自立生活を支えるヘルパー制度の充実が求められている。身体介護、家事援助、重度訪問などを組み合わせることとなるが、多様な支援が必要であるにも関わらず、ヘルパー報酬は低く事業所の経営も厳しい。特に若いヘルパーの離職が激しいという。

学校や職場で重度の障害がある人とそうでない人はまだ隔絶され分断されている。まちづくりや地域のあり方文化的なあり方は、まだ障害のある人たちが居ないことを前提として作られてきた。重度の人たちが待ちにでることで、地域社会は学習し変化していく機会を得た。知的障害のある人がガイドヘルパーと一緒に地域社会に進出することで、地域社会は本来居るべきメンバーとともに、変わっていくことができる。

その点サービスの受け手と担い手の垣根が低く、共に生きる社会づくりにとってガイドヘルプはの切り札となりえる。

ガイドヘルプを必要としている人は身体障害、精神障害、難病等多岐にわたる。最近では発達障害の当事者の需要や対象外ではあるが未就学の子どもへの支援も求められていると聞く。しかし人材の確保は困難で、ある事業所では月延べ80件から100件の依頼を断らざるを得ない状況だ。この事業単独では採算をとることはできないし、若い人材は集まりません。区設定のサービス単価を上げること並びに研修など人材確保策について伺う。

4. 防犯カメラ、監視カメラの管理・運用における既定の整備

不特定多数の人の肖像を個人識別可能な制度で連続して撮影し続ける監視カメラは、急速に普及し、国内に数百万台が設置されているという。顔認証システムと合わせると膨大な集積画像情報の中から特定人物の検索・照合が可能となる。先ごろ成立した共謀罪法で捜査当局はこの顔認証に加え、盗聴といった手段と合わせ個人を高度にプロファイリングできるようにもなった。

経済産業省公表ガイドラインは防犯カメラの撮影によって得られる容姿の映像によって、個人を識別することが可能な場合、個人情報の利用目的を本人に通知または公表しなければならないとする。画像データの流出事件は頻発しており、コンビ二画像流出等を機に都、警視庁からも厳格に保管管理に努めるよう通知が出ている。

現在目黒区は区民生活の安全安心の確保の点で補助事業を含め防犯カメラの設置を進めているが、同時に区民のプライバシー権を侵害することの無いようその兼ね合いを図っていくことが重要である。杉並区、世田谷区、荒川区は条例で他の区は要項などで防犯カメラの設置及び管理に関する規定を制定しているが、本区はまだ運用基準だ。官民合わせて爆発的に増えつつある防犯カメラにおいて、時代に合わせた規則または条例を早急に制定するなど、規定の整備を行うべきと考えるが、どうか。

5. コミュニティ助成事業による助成決定

宝くじの収益事業の一部を社会貢献事業として助成するものだが、センター補助金は昨年の補正予算で助成が決まったものだ。この内250万円が子ども神輿修繕費として助成決定したことが5月5日区報で公表された。センター助成要項は当初から「コミュニティ助成事業実施要項に規定する事業実施主体の内目黒区内の町会自治会またはその連合会」として規定した。さて28年4月1日に公布要項が決定して以来、これ以後に全町会に区からセンター助成金への募集・公募が行われた形跡はない。手を挙げたところが助成を受けたということか。子ども神輿はいいのか、大人神輿でもいいのか、クリスマスツリーはいいのか。神輿の持つ宗教的側面を踏まえての助成金取次だったのか。町会による申し込みとなれば町会の決議は得ているか、町会の一部神輿関係者の希望でない確認はとれているか。

「一般財団法人自治総合センターの宝くじ社会貢献広報事業助成を活用し子ども御輿への修復費用を支出の助成決定」は他自治体でも同様の支出がされている。

問題は神輿修繕費を自治体宝くじからの直接助成ではなく、区が予算化し申請し仲介している点だ。判例は町会組織としての祭礼委員会は望ましくないとしている。まず聞くが、区交付要綱における申請書で、区は修復の内容と250万円の業者相みつを行ったことを確認しているか。また補正予算説明欄における『町会自治会への事務委託等』の「事務委託等」として妥当であると判断したのか伺う。

6. 原町1丁目7、8街区整備における住民本位のまちづくり

原町1丁目7、8番街区は3200m²のうち1600m²をUR土地が占めている。現在防災街区整備事業などを使って、再開発事業が計画されているが、当地の下町的雰囲気を楽しむ、無機質でどこにでもあるような駅前ビルがランドマークになるまちづくりに反対の住民は多い。検討案の60m地上17階の再開発ビル中心の7、8街区整備となれば、この街区だけではない、今後の西小山の街作りを決定付ける開発だ。先行するまちづくりの例、京島3丁目地区・墨田区、足立区の例を見ても、同様だ。これまで目黒区は大橋、上目黒などで再開発事業を支援してきた。地権者として公共施設を整備し、再開発ビルが街のあり方を決定づけたと言って良い。しかし区は、まちづくり整備計画、西小山駅前地区計画に行政としての考え方を反映しているというが、一体どこに街全体を俯瞰した、またまちの将来像をみつめた都市計画があるというのか。これでは上目黒一丁目開発の二の舞ではないか。

各地の取り組みは、まず人々がどう集ってくるかを研究し、子ども高齢者若者がその場所やお店に気軽に立ち寄れる、そうした場の連なりと、人を中心としたまちづくりをやっている。

豊島区の例は、トンカツやさんを改修し、一階は地元の人々がいきい、2階は貸しオフィスとして若者創業支援、3階は一泊一万円の民泊、で地元の人たちの運営管理である。こうした試みが目黒区のまちづくりとして支援できないのか、セットバックを行ったとしても街のコンセプトは残せるし、防火建築物を面として整備すればよい。区は住み続けられる街づくりとともに、当街区および当街区開発に伴う街全体のまちづくり（デザイン）を示せ。

7. 「9条改憲」への区長の姿勢

この9条改正案は日本会議のフロント組織が主催する会議の中でビデオメッセージとして、また読売新聞で首相インタビューの中で明らかにされた。神道系宗教団体が中枢になり、日本会議シンクタンク日本政策研究センターの提案内容をそのままなぞった改憲案だ。

その場限りに改正項目をクルクル変え場当たりのただ自らが「改正を行う」首相として名を残したいその一心でこれは国家国民への背信行為といえる。

党憲法改正推進本部で長年苦勞し、衆参両院の憲法審査会で苦勞してきた、船田元同代行自身のホームページで2020年施行と期限を設けたことに対し「国会の議論を・・・行政の長が規定することにつながりかねず」憲法改定は「国会の3分の2の勢力だけでどんどん進められるものではなく・・・」

この調子でいくと年内にも自民党として安倍宣言に沿った案をまとめ来年前半には発議して国民投票を実施するということになりかねない。両院の憲法審査会で自民党案を強行採決することができるのかどうか。

国民投票法は、資金のあるものが広告力をもち、一般市民への規制など最初から「不平等」である。CM広告料はゴールデンタイムなら一本数百万円とされる。資金力によって本質と関係ないイメージ戦略やネガティブキャンペーンが行われ結果を左右する、また仮に同じ資金力があっても一方は視聴率のひくい時間帯しかとれない不公平が起こりうる。大阪都構想住民投票でも賛否両陣営から数億円をかけたイメージ先行の広報合戦があり消耗戦だとの批判が挙がった。

昨年EU離脱を問う国民投票を行った英国では選挙管理委員会が賛否両派の代表を1団体づつ指定し、支出の上限を設定。無料の広告枠を公平に割り当てたということだ。全面禁止が難しければ、同様の方法も可能であろう。

いずれにしてもこの国民投票において自治体選挙管理委員会が管理することになるがその前にこの制度を是正するよう区長は全国市長会に働きかけ国に意見すべきだがどうか。